

独立行政法人国立青少年教育振興機構寄附金取扱規則

平成18年4月1日

独立行政法人国立青少年教育振興機構規程第3-12号

平成18年9月1日

一部改正

平成20年12月26日

一部改正

平成28年6月16日

一部改正

令和3年4月1日

一部改正

令和3年9月1日

一部改正

(目的)

第1条 この規則は、独立行政法人国立青少年教育振興機構（以下「機構」という。）における寄附金の受入れに関する必要な事項を定め、その適正な取扱いを図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規則は、機構の業務の実施を支援することを目的とする現金及び有価証券による寄附について適用し、その寄附金の名称を問わない。

(定義)

第3条 この規則において「寄附金」とは、前条の適用範囲内のうち、次の各号に掲げる経費に充てるものをいう。

- 一 青少年教育活動に要する経費
- 二 青少年教育に関する調査研究に要する経費
- 三 管理・運営の支援を目的とする経費
- 四 子どもゆめ基金への出えん
- 五 前各号に掲げるもののほか、機構法第11条に掲げる業務に要する経費

(受入れの制限)

第4条 寄附金を受け入れる場合において、次の各号に掲げる条件が付されているものは、受け入れることができない。

- 一 寄附金により取得した財産を無償で寄附者に譲与すること
- 二 寄附金を受け入れることにより、財政的負担が課せられるおそれがあるもの
- 三 寄附金により実施した結果得られた知的財産権の権利を寄附者に譲渡し、又は使用させること
- 四 寄附金の使用について、寄附者が会計検査を行うこととされていること

- 五 寄附申込後、寄附者がその意思により寄附金の全部又は一部を取り消すことができること
- 六 機構への便宜供与を求めおそれがあるもの
- 七 その他理事長又は施設の所長（以下「理事長等」という。）が特に業務に支障があると認めたもの

2 有価証券による寄附は、換金した後でなければ受け入れることができない。

（寄附金の申込み）

第5条 理事長等は、寄附金による寄附について、様式1による申込みがあったときは、これを受領する。ただし、寄附者から、送り状等寄附の申込みを明らかにした書面を受けている場合は、寄附者の意向を損なわない寄附目的を定めることにより、様式1の受領を省略することができる。

（受入れの決定）

第6条 理事長等は、前条に規定する寄附金の申込書の提出又は機構の預貯金口座に直接払込があったときは、第4条の規定に反しないと認めた場合に限り、当該寄附金の受入れを決定する。

2 前項による受入れを決定するときは、第8条の規定により経費の使途を明らかにする。

（受入れの通知）

第7条 理事長等は、前条により寄附金の受入れを決定したときは、当該寄附も申込者に様式2の寄附金の受入れについてを送付する。ただし、機構の預貯金口座に直接払込があったとき又は窓口等に現金の持参があったときはこれを省略することができる。

（寄附金の使途）

第8条 寄附金の使途の特定は、寄附者が行う。ただし、寄附者が使途を特定しない場合にあつては、理事長等は、当該寄附金の使途を第3条に規定する寄附の目的のうちから特定し、その経費に充てる。

（受領）

第9条 理事長等は、寄附金の受領の確認後、寄附者に様式3の寄附金の受領書を送付する。

（実施規定）

第10条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年9月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年12月26日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年6月16日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年9月1日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

(様式1)

年 月 日

独立行政法人国立青少年教育振興機構
理事長（各施設の所長） 殿

ご住所

ご芳名

(ご記入されましたご芳名で寄附金受領書を発行させていただきます。)

下記のとおり寄附します。

記

1. 寄附金額	金 円
2. 寄附の目的	<input type="checkbox"/> 用途を特定しない寄附 <input type="checkbox"/> 用途を特定する寄附 <input type="checkbox"/> 教育施設 (_____) ※施設名をご記入ください。 <input type="checkbox"/> 子どもゆめ基金
3. 寄附の条件	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (_____)
備 考	

(様式2)

文書記号・文書番号
年 月 日

殿

独立行政法人国立青少年教育振興機構
理事長（各施設の所長） 印

寄附金の受入れについて

時下、益々御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、年 月 日付けでお申し出いただきました下記の寄附金につきましては
ありがたくお受けし、御寄附の趣旨に沿い、本法人の業務に役立てさせていただきたいと思
います。

つきましては、下記の振込先に寄附金をお納めくださるよう、よろしく願いいたします。

記

1. 寄 附 金 額	円
2. 寄 附 の 目 的	
3. 寄 附 の 条 件	
4. そ の 他	

< 振 込 先 >

三菱UFJ銀行 渋谷支店（支店番号：135）

普通 2971533

独立行政法人国立青少年教育振興機構 交付金口

理事長 ○○ ○○

(様式3)

文書記号・文書番号
年 月 日

殿

独立行政法人国立青少年教育振興機構
理事長（各施設の所長） 印

独立行政法人国立青少年教育振興機構（又は国立〇〇〇青少年□□の家）に対しまして、下記の金額を寄附金として受領いたしました。

このたびの貴社（又は貴殿）のご寄附につきましては、当機構（又当施設）の活動に適切に使用させていただき所存でございます。

あらためまして心から厚く御礼申し上げます。

記

この寄附金は、特定公益増進法人の主たる目的である業務に関連する所得税法第78条第2項第3号または法人税法第37条第4項に規定する寄附金であることを証明します。

金 _____ 円

追 伸

当機構へのご寄附は、次のような税法上の優遇措置を受けることができます。

（所得税法第78条、同法施行令第217条）

寄附金額（所得金額の40%を限度）－2千円が年間所得から控除されます。

（法人税法第37条、同法施行令第77条）

一般の寄附金の損金算入限度額とは別に特別損金算入限度額が認められています。

この寄附金受領書は、その際の添付書類となりますので、大切に保存してください。寄附金受領書は、再発行は致しかねますので、予めご了承ください。